

佐賀県獣医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月8日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第3号

佐賀県獣医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県獣医師修学資金貸与条例施行規則（平成5年佐賀県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(連帯保証人) 第4条 略 2 略 <u>3 保証人のうち1人は、県内に住所を有する者でなければなら ない。</u> 4 略	(連帯保証人) 第4条 略 2 略 <u>3</u> 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。